

「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件(案)」について

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

1. 背景・趣旨

船舶からの有害液体物質の排出の規制については、「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」(以下「マルポール条約」という。)附属書II(ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則)を受けて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。)及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和46年政令第201号。以下「海防法施行令」という。)において規定されている。

海防法施行令においては、国際海事機関で承認される国際バルクケミカルコード(以下「IBCコード」という。)に掲載される物質を対象として、マルポール条約附属書IIの基準に従い、有害液体物質又は有害でない物質に指定するとともに、有害液体物質の有害性に応じた事前処理方法及び排出海域・排出方法等を定めている。

IBCコードが改正されるまでの期間において、新たに国際的にばら積み輸送しようとする液体物質については、毎年1回、国際海事機関海洋環境保護委員会(以下「MEPC」という。)によって有害液体物質又は有害でない物質である等の判定が行われており、海防法施行令別表第1各号口及び二においては、MEPCの判定に基づき環境大臣が海洋環境の保全の見地から当該物質を指定し、当該物質の有害性の程度に応じた係数を定めることとなっている。

平成27年12月1日に、MEPCによってIBCコードに掲載されていない「1-Dodecene」が汚染分類Y類として掲載され、当該汚染分類等に応じた輸送・排出が国際的に可能となったことを踏まえ、「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質」(平成18年12月環境省告示第148号)を改正することとした。

2. 今回の改正の内容

海防法施行令別表第1第二号号口及び同表各号二の規定に基づき、MEPC告示について、MEPCで承認された物質の名称、当該物質の汚染分類、及び混合物の汚染分類の決定の際に使用する当該物質の係数を追加する等の所要の改正を行う。

汚染分類：物質の有害性を評価したもので、X～Z類(有害性： $X > Y > Z$)、OS(有害でない物質)の4種類で評価される。

新規告示追加対象物質		汚染分類 ()	係数	
MEPCで承認された物質の名称	和訳案			
1	1-Dodecene	1-ドデセン	Y	1

3. スケジュール

(公布・施行)令和2年2月中を予定